

愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書 別紙12(案)に関する質問回答

平成19年8月29日から9月3日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書 別紙12(案)」に関する質問への回答を整理して記述してあります。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

No	ページ	項	大項目()	小項目()	番号○	大項目(ローマ字)	表項目	その他	質 問	回 答
001	001	1					1-1	サービス対価の構成	通常PFI事業において施設整備費等として認められる「SPCの開業に伴う諸費用」「建中金利」「契約関連諸費用や融資組成手数料」等については、施設整備業務費相当額のうち「その他施設整備業務に共通する費用相当額」に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)別紙12をご参照ください。
002	001	1					1-1	サービス対価の構成	SPC設立費用等の開業費はどの項目に含まれると考えれば宜しいでしょうか。	事業契約書(案)別紙12をご参照ください。
003	001	1					1-1	サービス対価の構成	施設整備業務費相当額には、SPC設立費用・開業準備費用も含まれると考えてよろしいでしょうか？	事業契約書(案)別紙12をご参照ください。
004	001	1					1-1	サービス対価の構成	本「サービス対価の構成」に記載のない開院準備期間中に発生する費用(医療機器調達業務における現有品調査費用、物品管理業務のマスタ作成費用等)についても、SPCにて任意に調達関連業務費、運営業務費等に含めることが可能との理解で宜しいでしょうか。	例示されている医療機器調達業務における現有品調査費用等については、現時点では調達関連業務の要求水準書にも記載のとおり、調達関連業務費に対する対価として考えておりますが、事業者側の業務再編等により、当該業務を他の業務で実施する場合は再編後の業務に対するサービス対価に含めてください。マスタ作成費用についても、同様に、実施する業務のサービス対価に含めてください。全般的に、関連する業務に対する対価に含めるということが前提となります。
005	001	1					1-1	サービス対価の構成	「SPCの運営費(人件費、一般管理費、事務費等)」「SPCの税引前利益(株主への配当原資等)」についてはサービス対価のどの項目に含まれるのでしょうか。「その他統括マネジメント業務に共通する費用相当額」「その他調達関連業務に共通する費用相当額」「その他運営業務に共通する費用相当額」に按分して含まれるという理解で宜しいでしょうか。	例えば、個別業務に対するマネジメント業務に従事するSPC職員の人件費であれば、個別業務のマネジメント業務費相当額に含めることになります。そのような各業務に固有のものとして区分できないSPCの運営費については、按分等、事業者が適切と考える方法に基づき、ご質問にある各々の共通する費用相当額に含めてください。
006	002	1					1-1	サービス対価の構成 運営業務費相当額	その他運営業務に共通する費用相当額を具体的にお示し下さい。	運営業務を構成する各業務に固有のものとして区分できない費用相当額になります。質問No.005もあわせてご参照ください。
007	001	1					1-1	サービス対価の構成	事業契約終了後の引継ぎ期間におけるSPCの対価はどの項目に含まれると考えれば宜しいでしょうか。	事業契約書(案)別紙12に規定するサービス対価のいずれに含めるかは、事業者の提案によるものとします。なお、円滑な業務の引継ぎを実現するためには、必要な引継ぎ業務は、主に契約期間内に行われる必要があると考えています。
008	002	1					1-1	サービス対価の構成 運営業務費相当額	患者食の厨房内の床、窓、壁面、天井、照明、空調、フード・ダクト、排水溝の特別清掃は食事の提供業務費/清掃業務費のどちらに含むのでしょうか。	現時点では、当該業務に対する対価は清掃業務に対するサービス対価として考えておりますが、事業者側の業務再編等により、当該業務を食事の提供業務の中で実施する場合は食事の提供業務のサービス対価に含めてください。
009	002	1					1-1	サービス対価の構成 運営業務費相当額	患者食の厨房内の防虫、防鼠費は食事の提供業務費/清掃業務費のどちらに含むのでしょうか。	(質問No.008参照)
010	002	1					1-1	サービス対価の構成 運営業務費相当額	厨房設備、給食用機器の保守点検費用は食事の提供業務費/医療機器の管理・保守点検業務費のどちらに含むのでしょうか。	厨房設備、給食用機器の保守点検業務を、食事の提供業務/医療機器の管理・保守点検業務/施設メンテナンス業務等のどの業務で実施するかは事業者側の提案により異なります。(関連質問No.008参照)したが、いまして、当該業務に係る人件費相当額に関しては、当該業務を実施する業務の中に含めてください。なお、人件費部分以外であって、点検による部品交換等は調達関連業務の消耗品費に含め、修理費用等については、別途県が費用負担いたしますので、当該業務の内訳に含めないでください。

No	ページ	項	大項目 ()	小項目 ()	番号○	大項目 (ローマ字)	表項目	その他	質 問	回 答
011	002	1					1-1	サービス対価の構成 運営業務費相当額	厨房設備、給食用機器の修理は業務要求水準書では貴県と区分されていますので、医療機器の管理・保守点検業務費に含まないとの考え方で宜しいのでしょうか。	(質問No.010参照)
012	002	1					1-1	サービス対価の構成 食事の提供業務費	食事の提供業務費相当額もB+Cにならないでしょうか？事業者負担の設備の償還費用、人件費のうちでも固定となる部分もあります。また提供する食事は、基本的に事業者の責によりませんので、数量変動による実費分の増減として頂きたい。	食事の提供業務のサービス対価の支払い方法は人件費、諸経費等を含めた単価契約といたします。したがって、数量変動も踏まえた支払いとなります。なお、人件費内訳、諸経費内訳に関しては、根拠として詳細に提示して頂く想定です。
013	002	1					1-1	サービス対価の構成 洗濯業務	洗濯業務費相当額もB+Cにならないでしょうか？事業者負担の設備の償還費用、人件費のうちでも固定となる部分もあります。また提供する数量は、基本的に事業者の責によりませんので、数量変動による実費分の増減として頂きたい。	(質問No.012参照)
014	003	2	(1)	1)			図2-1		「α」とあるのは、出来高累計ではなく、単年度の出来高、との考えでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
015	004	2	(1)	2)				サービス対価A2	サービス対価A2(医療機器等の初期整備相当額)については、当該年度に調達した費用相当額については当該年度の3月末までにお支払いいただけるという理解で宜しいでしょうか。それともサービス対価A1と同様に翌事業年度当初(4～5月)にお支払いいただけるかと考えた方が宜しいのでしょうか。	事業契約書(案)別紙12をご参照ください。
016	004	2	(1)	3)					「施設整備業務費相当額のうち割賦で支払う金額」及び「一般備品の初期調達費相当額」の合計額(30億円)との記載がありますが、当該部分の金額は30億円で確定しているとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)別紙12をご参照ください。
017	004	2	(1)	3)				割賦元本	割賦元本は、施設整備業務費相当額の額にかかわらず、30億円で決定と考えてよろしいでしょうか？	(質問No.016参照)
018	004	2	(1)	3)			2-1		提案時の基準金利はどのように考えればよろしいでしょうか？	入札説明書別紙3をご参照ください。
019	004	4	(1)	3)			割賦金利	基準金利改定日適用の支払	平成27年3月から平成37年3月までの全21回について最後に引き渡される施設の引渡日の2営業日前の基準金利が適用され、平成37年9月から平成45年3月までの全16回について平成37年4月1日の2営業日前に改定される基準金利が適用されるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
020	004	4	(1)	3)			支払方法	元利均等払	元利均等金額を計算するにあたり、平成27年3月から平成37年3月までの全21回については当該期間の元本を当初元本の37分の21について、平成37年9月から平成45年3月までの全16回については、当該期間の元本を当初元本の37分の16として提案してもよろしいでしょうか？	ご質問にある提案は認めません。
021	005	2	(2)	1)					サービス対価B1は四半期ごとに支払われるとの理解で宜しいでしょうか。また、毎月モニタリングを行うとの記載がありますが、モニタリング結果と合わせて対価の減額等の有無を通知するのは各支払い対象期の末月のみとなるのでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、毎月ごとに当該業務に対するモニタリング結果を確定させ、その旨の通知は毎月行いますが、四半期ごとにPPの集計結果を踏まえた支払額に係る内容を含めた通知を行います。 事業契約書(案)別紙12もあわせてご参照ください。

No	ページ	項	大項目 ()	小項目 ()	番号○	大項目 (ローマ字)	表項目	その他	質 問	回 答
022	005	2	(2)	1)			2-2		留意点の欄に、「運営期間の開始の前後で額が異なることは可能」とありますが、考え方として、運営期間開始前の金額は施設整備業務費相当額に含む、とする考え方もあると思いますが、どのようにお考えでしょうか？また、運営期間開始前の金額が運営業務費として支払われる場合、支払方法はどのようにお考えでしょうか？	当該業務に要する費用相当額は、ご質問にある施設整備業務費相当額には含まず、あくまで当該業務費用相当額に含め、対応する対価に基づき請求してください。
023	007	2	(2)	3)					サービス対価B3は毎年度末以降(5月未まで)に支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	乙からの請求書を適法に受理した後30日以内に支払いますので、5月1日までに請求書を受理していただければ5月未までに支払います。
024	008	2	(2)	4)					サービス対価B4は四半期ごとに支払われるとの理解で宜しいでしょうか。また、毎月モニタリングを行うとの記載がありますが、モニタリング結果を通知するのは各支払い対象期の末月のみとなるのでしょうか？	毎月ごとに当該業務に対するモニタリング結果を確定させ、その旨の通知は毎月行いますが、四半期ごとにPPの集計結果を踏まえた支払額に係る内容を含めた通知を行います。 事業契約書(案)別紙12もあわせてご参照ください。
025	008	2	(2)	4)					医薬品・準備品・消耗品において、『第Ⅰ期から第Ⅲ期までの間における業務に対する対価』と『第Ⅳ期における業務に対する対価』との対価支払手続きの違いが理解できません。第Ⅰ期から第Ⅲ期まではモニタリング結果のみの通知であってサービス対価の減額等は行わず、第Ⅳ期のみモニタリング結果と合わせて対価の減額等の有無が通知され、サービス対価へ反映されるということでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、第Ⅰ期分の支払時のみサービス対価の減額等の有無を通知し、サービス対価へ反映するよう変更しました。 事業契約書(案)別紙12をご参照ください。
026	008	2	(2)	4)					診療材料において、『第Ⅰ期・第Ⅲ期における業務に対する対価』と『第Ⅱ期・第Ⅳ期における業務に対する対価』との対価支払手続きの違いが理解できません。第Ⅰ期・第Ⅲ期はモニタリング結果のみの通知であってサービス対価の減額等は行わず、第Ⅱ期・第Ⅳ期のみモニタリング結果と合わせて対価の減額等の有無が通知され、サービス対価へ反映されるということでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、第Ⅰ期分と第Ⅱ期分の支払時のみサービス対価の減額等の有無を通知し、サービス対価へ反映するよう変更しました。 事業契約書(案)別紙12をご参照ください。
027	008	2	(2)	4)			2-6		対価支払い手続きの欄の、医薬品については「第Ⅳ期」、診療材料については「第Ⅱ期、第Ⅳ期」の手續きに関し、「当該通知内容に基づく」とありますが、この通知内容に対する甲乙間の協議方法はどのようにお考えでしょうか？	モニタリング実施時において必要な協議を行うことを考えており、その結果としての通知内容に関する甲乙間の協議は想定していません。 調達関連業務に関する要求水準書もあわせてご参照ください。 (質問№.025、026参照)
028	009	2	(2)	5)				物価変動を示す指標	留意点の中に、「物価変動に伴う改定等」とありますが、物価変動を示す具体的な指標をご教示ください。	事業契約書(案)別紙12をご参照ください。
029	009	2	(2)	5)					サービス対価B5は毎月支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
030	009	2	(2)	5)					サービス対価B5において、『四半期の末月以外における業務に対する対価』と『四半期の末月における業務に対する対価』との対価支払手続きの違いが理解できません。四半期の末月以外はモニタリング結果のみの通知であってサービス対価の減額等は行わず、四半期の末月のみモニタリング結果と合わせて対価の減額等の有無が通知され、サービス対価へ反映されるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
031	010	2	(2)	6)					サービス対価B6において、モニタリングによるサービス対価の減額等はないとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にご理解のとおりです。
032	010	2	(2)	6)			2-8		「保守委託対象医療機器保守点検・修理業務計画書」は6年分作成することとされておりますが、サービス対価B6についても対象機器の耐用年数にかかわらず6年分を含めるものと考えてよろしいでしょうか？	保守点検・修理の対象となる保守委託対象医療機器(初期調達分)の耐用年数は6年のもののみと想定しています。なお、6年分の中には、メーカー補償部分も含まれますので、当該費用を除いた6年分の費用で見積もってください。

No	ページ	項	大項目 ()	小項目 ()	番号○	大項目 (ローマ字)	表項目	その他	質 問	回 答
033	011	2	(2)	7)				サービス対価B7	翌年度に実施する計画修繕業務に関する「計画修繕業務計画書」を前年度の7月末までに県へ提出することになっておりますが、予期せぬ事態が起きたり、予想以上の劣化になったり、逆に想定より劣化が進まなかったりする場合など、当初の予定どおりではないケースが出てくると予想できます。できるだけ効果が得られる修繕を行うため、施設の状況をよく確認する意味から7月は早い気がしますので、もう少し遅い時期にさせていただきませんか。(たとえば、前年度の1月や2月あたり)	県の予算確保を踏まえ時期を設定していますが、計画修繕業務計画書の作成にあたり、可能な限り不確実性を排除できる時期とするため、期限を9月末に変更します。 なお、想定より劣化が進まなかった場合に關連して、「計画修繕業務計画書」に記載のとおり業務が実施されなかった場合、県はサービス対価の減額措置を講じることができます。 事業契約書(案)別紙12もあわせてご参照ください。
034	011	2	(2)	7)			2-9		サービス対価Bについては、平準化払いではない、と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
035	011	2	(2)	7)			2-9		留意点の欄に、「計画書に記載のとおり実施しなかった場合」の減額措置が記載されておりますが、計画修繕が計画した年度では不要で、数年後に実施すればよい場合には、修繕業務の実施及びサービス対価の支払いとともに繰り越しとなると考えてよろしいでしょうか？	ご質問のような場合、当該不要となった計画修繕を改めて実施すべき年度の前年度の9月末までに「計画修繕業務計画書」に盛り込んで提出していただきます。以後の手続きは通常の計画修繕に係る手続きと同様です。
036	012	2	(3)	1)			2-10		減額等の有無に関する通知が、医薬品に関しては一年毎、診療材料に関しては半年毎である理由をご教示ください。	調達関連業務に関する要求水準書をご参照ください。
037	012	2	(3)	1)			2-10		留意点の欄に、「該当月に要した代金相当額」とありますが、これは契約に基づく単価ではなく、実際に要した単価で請求する、と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 調達関連業務に関する要求水準書もあわせてご参照ください。
038	013	2	(3)	2)			2-11	対価支払い手続き	四半期の末月と末月以外との貴県から事業者への通知の違いを具体的にお示し下さい。	四半期の末月以外はモニタリング結果のみの通知であり、サービス対価の減額等に関する内容は含まれません。 一方、四半期の末月に対する通知には、モニタリング結果とあわせてサービス対価の減額等に関する内容が含まれます。
039	013	2	(3)	2)					サービス対価C2において、『四半期の末月以外における業務に対する対価』と『四半期の末月における業務に対する対価』との対価支払手続きの違いが理解できません。四半期の末月以外はモニタリング結果のみの通知であってサービス対価の減額等は行わず、四半期の末月のみモニタリング結果と合わせて対価の減額等の有無が通知され、サービス対価へ反映されるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
040									サービス対価C1はモニタリング結果による減額を行わないとの理解で宜しいでしょうか。調達代金相当額の要求水準未達は調達業務のパフォーマンス悪化によるものであり、サービス対価B4に反映され、サービス対価C1には反映されないのが妥当と考えます。	サービス対価C1に対するモニタリングは、ベンチマークに基づく基準の達成の観点から行います。 事業契約書(案)別紙11をご参照ください。
041								サービス対価の減額	各種サービス対価においてモニタリング結果を反映するとの記載がありますが、どのように反映されるのかが明記されておりません。サービス対価への反映方法及び定量的な増減価格の算出方法についてご教示頂きたく、宜しく御願致します。	事業契約書(案)別紙11をご参照ください。